

島牧村 通学路交通安全運動プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年5月 島牧村児童生徒健全育成連絡会

1. 趣旨

本村では、交通事故0が10年ほど継続しています。小中学校の児童生徒はスクールバスによる通学を基本とし、通学途中での歩行中の交通事故は皆無と言って良い状況です。しかしながら、村外からの釣り客や行楽を楽しむドライバーは春から秋にかけて多いことと、スクールバスの乗り降りの際の指導が必要なのが現状です。

地域や学校では、交通安全運動や交通安全教室、スクールバス添乗指導、停留所での待機児童への指導等の取組を行い、必要な安全確保に努めてきました。

今後は、引き続き、通学時の安全を確保することをねらいとして、地域の関係機関が連携し『島牧村通学路交通安全プログラム』を策定することで、児童生徒が安全に通学できるように推進していきます。

2. 通学路安全推進会議の設置（島牧村児童生徒健全育成連絡会に位置づける）

関係機関の連携を図るため、島牧村児童生徒健全育成連絡会に通学路安全推進会議として位置づけ、以下のメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）を設置します。

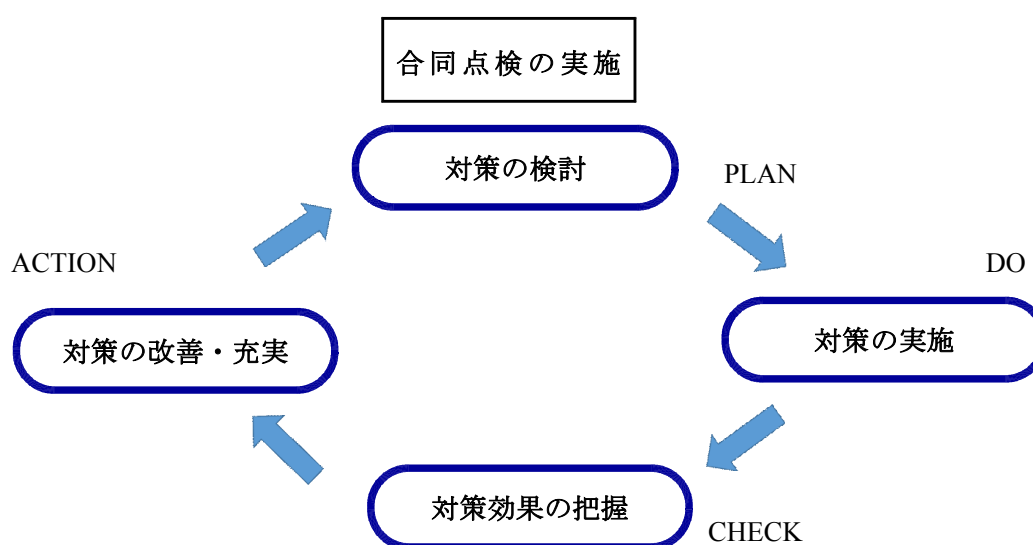
- ・島牧小学校 ・島牧中学校 ・島牧小学校 PTA（会長）
- ・島牧中学校 PTA（会長） ・島牧村教育委員会 ・島牧村役場総務課、施設課
- ・寿都警察署泊駐在所 ・寿都警察署本目駐在所 ・島牧村交通安全協会

3. 取組方針

（1）基本的な考え

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

①危険箇所の把握

各学校で年1回 PTA からの報告により、通学路の危険箇所を把握し、教育委員会へ連絡します。

②合同点検の実施時期・体制

①の報告を受けて、2年に一度推進会議のメンバーにより、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

①合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所毎に、歩道整備のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など、箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

②合同点検を行わない年は、①の中の緊急に対策が必要な箇所について、学校・教育委員会で点検を行い、対策を検討し、推進メンバーに報告します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者、地区自治会等に状況を聞き、効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 点検箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係間で認識を共有するために、『対策一覧表』や『対策箇所図』を作成して、公表します。